




いよいよ梅雨到来♪雨に濡れるといつもの景色も違って見えるような気がします。

そして今年は、4年に1度のサッカーワールドカップ  遅くまで試合に釘付けの方も多いのではないのでしょうか？
日本選手の活躍を期待したいですね。

障害者自立支援法

スタート！④



実際にサービスを利用する(給付を受ける)にはどんな準備が必要なのでしょうか？

1. 申請

障がい者または障がい児の保護者は、市町村等に申請を行います。

2. 1次判定(コンピューター判定)

介護保険制度の要介護認定と同じ位置づけの調査が相談支援専門員によって行われます。

全国共通の認定調査票(106項目)を使い、コンピューターにかけます。

3. 2次判定⇒障害程度区分の認定

1次判定の結果・医師の意見書を参考に市町村審査会で2次判定が行われます。

非該当～区分6までの障害程度区分の結果が出ます。

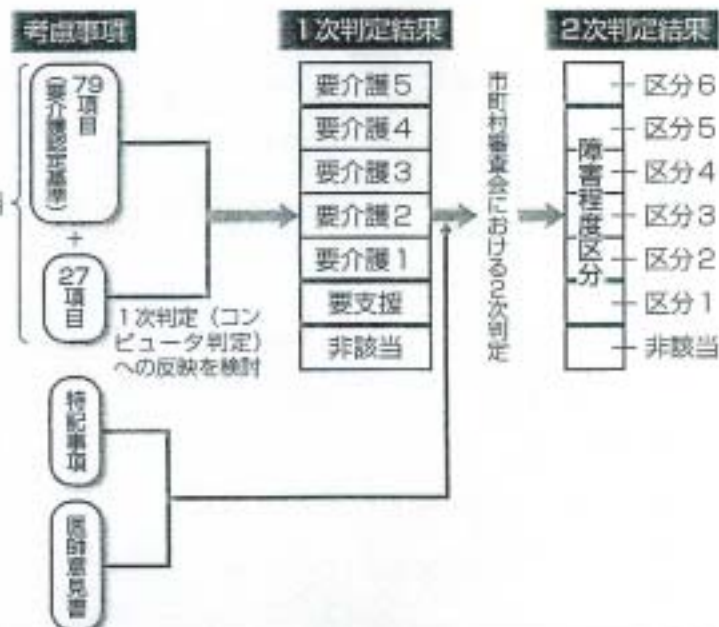
4. 意向確認

利用者のサービス利用に関する意向確認があります。

5. 支給決定案の作成

⇒ **支給決定**

第28回厚生労働省社会保障審議会障害者部会資料



障害程度区分

今、話題の…



『明日の記憶』 院内にもポスターを掲示していましたが、ご覧になった方もいらっしゃるのではないのでしょうか？
第18回山本周五郎賞を受賞したこの作品は、あの渡辺 謙主演で映画化されました。
50歳を迎えたばかりの広告代理店の営業部長である主人公は、ある日突然、【若年性アルツハイマー病】であることを告げられます。愛する家族の為、そして自分自身の為に“ぶつり…ぶつり…”と途絶えていく記憶と戦い、病と向き合います。
原作では、主人公の一人語りとなっていますが、垣間見える家族の戸惑いや苦悩する様子にも胸を打たれます。家族や夫婦のあり方についても考えさせられる作品です。

『明日の記憶』 荻原 浩 著 光文社

正面玄関そばに南病棟のみなさんが植えた“あさがお”が芽を出しています。
みなさん、ご自分の“あさがお”の成長を楽しみにしておられます。



私たち医療ソーシャルワーカーの所属が医療相談地域連携室になって、3ヶ月。患者様担当制から業務・病棟担当制となって2ヶ月が経ちました。

患者様・ご家族にとっては、病棟が変わると担当のソーシャルワーカーも替わることになりませんが、スタッフ全体で皆様と関わらせていただきたいと思います。

ご意見・ご要望をお待ちしております。